

和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹産学連携イノベーションセンター利用規程

制 定 平成13年 3月 2日

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹産学連携イノベーションセンター規則第12条の規定に基づき、和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹産学連携イノベーションセンター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第2条 センターは、和歌山大学（以下「本学」という。）における次の各号に掲げる事項に利用することができる。

- (1) 民間機関等との共同研究、受託研究及び受託事業
- (2) 民間機関等の技術者に対する技術教育
- (3) 民間機関等との学術情報交換と連携の推進
- (4) 本学の学生に対する実践的な教育及び研究指導
- (5) その他センター長が適当と認めた業務

(利用者の資格)

第3条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 客員教授・客員准教授及び研究支援員
- (3) 民間機関等の共同研究員
- (4) センターが主催する事業への参加者
- (5) その他センター長が適当と認めた者

(開館日及び開館時間)

第4条 センターは、次の各号に掲げる日を除き開館する。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日まで
- (4) センターの維持管理のため、センター長が必要と認めた日

2 センターの開館時間は、午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、原則として当該学内利用責任者の責任において利用することができる。

(利用許可期間)

第5条 センターの利用許可期間は、承認の日の属する年度内とする。ただし、共同研究及び受託研究が複数年度契約になっている等事業遂行上これによりがたい事情があるとセンター長が認めた場合は、この限りでない。

(利用手続及び変更)

第6条 センターを利用しようとする場合は、利用責任者（本学の教職員に限る。）が、所定の利用申請書（別紙様式第1号）をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。センター長は申請を承認したときは、その旨（別紙様式第2号）を申請者に通知するもの

産学連携イノベーションセンター利用規定

とする。

2 利用責任者は、利用申請書に記載した事項について変更しようとするとき又は変更を生じたときは、速やかに再申請しなければならない。

(目的以外利用及び転貸の禁止)

第7条 利用責任者は、許可を受けた目的以外に利用し、又は他に転貸してはならない。

(利用許可の取消及び利用の中止)

第8条 次の各号に掲げる場合は、センターの利用許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

(1) 利用者が、この規程等の規定に反した場合

(2) 利用者が、センターの利用目的に反した場合

(3) センター長が、センターの管理運営上支障があると認めた場合

(損害の弁償)

第9条 センターの利用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。

2 センター長は、利用者が故意又は過失によりセンターの施設、設備及び備品等を破損し、又は亡失したときは、その弁償を求めることができる。

(機器の搬入等)

第10条 教育・研究に必要な機器類等を搬入しようとするときは、所定の申請書(別紙様式第3号)をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。利用者は、利用終了時に搬入した機器類等を速やかに搬出するものとする。

(経費の負担)

第11条 センターの施設及び設備の利用に係る経費は、別に定めるところにより利用者の負担とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第605号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1115号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1907号)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2418号)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2608号)

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第6条関係）

共同研究・受託研究・その他

産学連携イノベーションセンター利用（変更）申請書 No.

産学連携イノベーションセンター長 殿			
			申請者
			所属部局
			職・氏名 印
			電話 fax
			E-mail
下記のとおり利用したいので申請します。			
研究題目			
学内研究者 又は利用者	所属・職	氏名	連絡先 電話・FAX・E-mail
民間等共同研究者	所属・職	氏名	連絡先 電話・FAX・E-mail
利用希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
利用希望研究室	希望面積 m ²		
利用備品・ 機器名等	センター所有備品		
	1 学内持込み備品		
	2 学外持込み備品		
研究のため使用する 設備等	電気		
	水道		
	ガス		
	薬品		
	その他		
備考	共同研究・受託研究の場合は、申込書または契約書の写しを添付してください。		

産学連携イノベーションセンター利用規定

別紙様式第2号（第6条関係）

共同研究・受託研究・その他

産学連携イノベーションセンター利用許可書 No.

利用代表者 <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">産学連携イノベーションセンター長</p>			
下記のとおり許可いたします。			
研究題目			
学内研究者又は利用者	所属・職	氏名	連絡先 電話・FAX・E-mail
民間等共同研究者	所属・職	氏名	連絡先 電話・FAX・E-mail
利用許可期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
利用許可研究室	許可面積 m ²		
利用備品・機器名等	センター所有備品		
	3 学内持込み備品		
	4 学外持込み備品		
研究のため使用する設備等	電気		
	水道		
	ガス		
	薬品 その他		
備考	利用許可を受けた者は、センター規則・利用規程・留意事項等を遵守願います。		

別紙様式第3号（第10条関係）

機器等搬入申請書

年 月 日

産学連携イノベーションセンター 殿

研究代表者 所属
氏名 印
(TEL:)

共同研究のため下記の機器を使用許可を受けた研究室に搬入したく、機器の搬入許可を申請します。

記

搬入目的			
共同研究実験室名			
搬入日時	年 月 日 時		
搬入機器名		物品番号	
規格			
寸法	幅 mm、高さ mm、奥行 mm		
重量	kg		
使用電力	相 ()、電圧 (V)、容量 (Kw)		
搬出日時	年 月 日 時		
備考			

(注) この申請書は搬入機器等ごとに提出してください